（指定旧供給区域熱供給規程）

第四条　改正法附則第五十二条第一項の指定旧供給区域熱供給規程は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　適用区域

二　料金の額又はその算出方法

三　導管、熱量計その他の設備に関する費用の負担の額又はその算出方法及び負担の方法

四　前二号に掲げるもののほか、指定旧供給区域熱供給を受ける者の負担となるものがある場合にあっては、その内容

五　使用量の計測方法及び料金その他の指定旧供給区域熱供給を受ける者が負担すべきものの徴収の方法

六　供給する温水等の温度及び圧力

七　供給する温水等の供給時間及び供給期間

八　指定旧供給区域熱供給を受ける旨の申込に関する事項

九　導管、器具、機械その他の設備に関する当該みなし熱供給事業者及び指定旧供給区域熱供給を受ける者の保安上の責任に関する事項

十　指定旧供給区域熱供給を受ける者が設置する施設に関する事項

十一　指定旧供給区域熱供給を受ける者が設置する施設の概要についての当該みなし熱供給事業者に対する通知に関する事項

十二　指定旧供給区域熱供給の停止又は指定旧供給区域熱供給を受けることの廃止に関する事項

十三　前各号に掲げるもののほか、当該指定旧供給区域熱供給に係る重要な供給条件がある場合にあっては、その内容

十四　有効期間を定める場合にあっては、その期間

十五　実施期日

第五条　改正法附則第五十二条第一項の規定により、指定旧供給区域熱供給規程の設定の認可を受けようとする者は、様式第四の指定旧供給区域熱供給規程設定認可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　前条第二号から第四号までに掲げる事項に関する説明書

二　指定旧供給区域熱供給規程の実施の日以後五年内の日を含む毎事業年度における様式第三の指定旧供給区域収支見積書

2　改正法附則第五十二条第一項の規定により、指定旧供給区域熱供給規程の変更の認可を受けようとする者は、様式第五の指定旧供給区域熱供給規程変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、第三号ロに掲げる書類は、事業収支に及ぼす影響が軽微な場合には、添付することを要しない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更しようとする部分を明らかにした現行の指定旧供給区域熱供給規程

三　その申請が前条第二号から第四号までに掲げる事項の変更に係るものである場合にあっては、次に掲げる書類

イ　これらの変更に関する説明書

ロ　変更後の指定旧供給区域熱供給規程の実施の日以後五年内の日を含む毎事業年度における様式第三の指定旧供給区域収支見積書

第六条　改正法附則第五十二条第三項の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　指定旧供給区域熱供給規程により、現に指定旧供給区域熱供給を受けている者（以下「需要家」という。）の料金及びその支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該需要家の負担（以下「料金等」という。）を変更する場合であって、当該需要家の熱の使用量その他の使用形態及び当該需要家が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間が当該指定旧供給区域熱供給規程の変更の前後において同一であると仮定した場合において、いずれかの需要家が支払うべき料金等を合計した額が減少し、かつ、その他の需要家が支払うべき料金等を合計した額が増加しないと見込まれる場合

二　導管、熱量計その他の設備に関する費用の負担に関する事項を変更する場合であって、いずれの需要家の負担も増加しない場合

三　前二号に掲げるもののほか、需要家の負担となる事項を変更する場合であって、いずれの需要家の負担も増加しない場合

四　供給する温水等の温度及び圧力を変更する場合であって、いずれの熱使用者に対しても不利なものとしない場合

五　供給する温水等の供給時間又は供給期間を変更する場合であって、いずれの需要家に対しても不利なものとしない場合

六　指定旧供給区域熱供給の停止又は指定旧供給区域熱供給を受けることの廃止に関する事項を変更する場合であって、いずれの需要家に対しても不利なものとしない場合

七　前各号に掲げるもののほか、指定旧供給区域熱供給規程の構成又は使用する字句等を変更する場合

第七条　改正法附則第五十二条第四項の届出を行おうとする者は、様式第六の指定旧供給区域熱供給規程変更届出書に変更後の指定旧供給区域熱供給規程を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

（みなし熱供給事業者の旧認可供給条件に関する経過措置）

第八条　改正法附則第五十三条の規定により旧認可供給条件の承認を受けようとする者は、様式第七の旧認可供給条件承認申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　指定旧供給区域熱供給規程以外の供給条件による供給を必要とする理由を記載した書類

二　その申請が第四条第二号から第四号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては、これらの事項に関する説明書

（みなし熱供給事業者に対する立入検査の身分証明書）

第九条　改正法附則第五十六条第二項の証明書は、様式第八によるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　みなし熱供給事業者については、熱供給事業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第三十二号）による改正前の熱供給事業法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第五条、第十条から第十四条まで、第十八条、第十九条、第三十一条の表（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第三十五条、様式第五、様式第九から様式第十二まで、様式第十七及び様式第十八の規定は、みなし熱供給事業者が改正法附則第五十条第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条の見出し	事業開始	指定旧供給区域熱供給開始
第五条	法	電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）第七条の規定による改正前の熱供給事業法（以下「法」という。）
	事業開始届出書	指定旧供給区域熱供給開始届出書
第十条の見出し	供給区域	指定旧供給区域